

【 寄稿 】

中華人民共和国耕地占用税暫定施行条例

《中華人民共和国耕地占用税暫行条例》

(1987年4月1日 国務院 国発027号)

(目的)

第一条 土地資源の合理的な利用を行ない、土地管理を強化し、農用耕地を保護するため、特に本条例を制定する。

(定義)

第二条 本条例で「耕地」とは、農作物を植栽する土地をいう。

2. 占用前三年内に農作物を植栽したことのある土地は、耕地とみなす。

(納税義務者)

第三条 耕地を占用して建物を建築し又はその他の非農業建設に従事する組織と個人は、全て耕地占用税の納税義務者（以下「納税者」と略称する。）となり、本条例の規定するところにより耕地占用税を納めなければならない。

(課税の方法)

第四条 耕地占有税は、納税者が実際に占用する耕地の面積により課税し、規定される税額を一回課税する。

(税額)

第五条 耕地占用税の税額は、下記の通りとする。

(一) 県を単位として（以下同じ。）、1人当りの平均耕地面積が1畝以下（1畝を含む。）の地区 1平方メートル当たり2元から10元。

(二) 1人当たり平均耕地面積が1畝から2畝（2畝を含む。）の地区 1平方メートル当たり1元6角から8元。

(三) 1人当たり平均耕地面積が2畝から3畝（3畝を含む。）の地区 1平方メートル当たり1元3角から

6元5角。

(四) 1人当たり平均耕地面積3畝以上の地区 1平方メートル当たり1元から5元。

2. 農村住民が耕地を占用して住宅を新築するときは、上記の規定税額を半減して課税する。

3. 経済特区、経済技術開発区と経済が発達して1人当たり平均耕地が特別に少ない地区については、適切に高くした税額を適用することができる。ただし、最高額は上記の規定税額の50%を超えることはできない。

4. 各地の適用税額については、省、自治区、直轄市の人民政府が上記の規定税額の範囲内で、本地区の状況に基づいて具体的に決定する。

(税の納入)

第六条 納税者は、土地管理部門が耕地占用を許可した日から起算して30日以内に耕地占用税を納入しなければならない。

2. 納税者が関係規定によって土地管理部門に耕地を還付する手続をとった場合でも、既に納付した税は返却しない。

(耕地占用税の免除)

第七条 下記の収用許可された耕地については、耕地占用税は免除される。

- 部隊の軍事施設用地。
- 鉄道線路、飛行場の滑走路と駐機場用地。
- 火薬庫用地。
- 学校、幼稚園、敬老院、病院用地。

(納税困難者に対する減免)

第八条 農村革命烈士の家族、革命受傷軍人、寡婦、独居老人および革命の古い根拠地、少数民族集団居住地

区と辺境の貧困山岳地区の生活が困難な農家で規定された標準以内の新設住宅を建築する場合に、納税が困難であるときは、納税者は申請を提出し、所在地の郷（鎮）人民政府が審査認定をして、県級の人民政府が許可した後、減税又は免税とすることができる。

（税の徴収手続）

第九条 耕地占用税は、財政機関が徴収の責任を負う。土地管理部門が耕地占用の許可をした組織と個人に通知すると同時に所在地の財政機関に通知しなければならない。収用地を取得し又は耕地を占用した組織と個人は、県級以上の土地管理部門が許可した書類を持って財政機関に申告し納税しなければならない。土地管理部門は納税されたことを確認し又は収用許可書類に基づいて用地を割当てる。

（滞納金）

第十条 耕地占用を取得した組織又は個人が第六条第一項に規定する期限内に財政機関に申告して納税しない場合には、納税すべき日から起算して1日あたり収納すべき税額の0.5%の滞納金を納付しなければならない。

（耕地占用税の追加課税）

第十一条 組織又は個人が収用地を取得し又は耕地占用して2年間土地を使用しない場合には、規定税額の2倍以下の耕地占用税を追加課税する。許可を得ないで耕地占用し、許可限度を超過して耕地占用し、農民住宅建築規定標準を超過して耕地占有した場合には、土地管理部門は《中華人民共和国土地管理法》の関係規定により処理する。

（不服申立て）

第十二条 納税者が財政機関に納税し、又は違法処理問題が発生して争いを生じたときは、必ず先に財政機関が決定した納税額と滞納金を納入し、その後10日以内に上級の財政機関に再審査を申請しなければならない。上級の財政機関は申請者の申請が到達した日から起算して30日以内に再審査の返答を作成しなければならない。申請者は再審査の返答に不服があるときは、再審査の返答が到達した日から起算して30日以内に人民法院に訴えを起すことができる。

（養殖場、樹園地等への準用）

第十三条 養殖場、樹園地、野菜栽培地およびその他の農業用地を占用して住宅を建築し、又はその他の非

農業建設に従事した場合には、本条例の規定を参照して執行する。

（外国投資企業への不適用）

第十四条 本条例の規定は、外国投資企業には適用しない。

（解釈責任、実施弁法）

第十五条 本条例は、財政部が解釈責任を負う。実施弁法については、各省、自治区、直轄市の人民政府が本条例の規定を根拠として、本地区の実際の状況を結合させて制定し、財政部に報告して登録する。

（施行）

第十六条 本条例は、公布の日から施行する。

【訳註】

1. この《中華人民共和国耕地占用税暫行条例》の母法は、《中華人民共和国土地管理法》であり、その訳は土地総合研究2005年冬号に掲載されているので参照下さい。
2. 条例の各条文には「見出し」は無いが読者の便宜のため、訳者が仮に見出しをつけた。
3. 条例の各条文には項（原文では「款」）を示す数字の記載は無いが、見易くするために2項以下に仮につけた。
4. 翻訳責任は、(財) 土地総合研究所 城野 好樹